

連載誌上講座

新人企業福祉担当者のための企業福祉基礎講座

企業内共済会制度の歴史（6）

「芝浦製作所職工共済組合」

・中央学院大学講師（企業福祉論）・（社）企業福祉・共済総合研究所専任講師 永 昌 勝

芝浦製作所は現在の株式会社東芝のルーツである。また、大正時代に設立された芝浦製作所職工共済認定処理実務再確認のための中級講座組合は、明治時代に設立された共済組合（共済会）に比べて、事業内容の面で充実したものになってい る。

芝浦製作所の沿革

芝浦製作所の起源は明治8(1875)年7月11日 にまで遡る。科学未開の時代に、久留米在住であった田中久重翁が電信機製作のため、77歳の老軀を提げて上京し、東京新橋南金（現在の銀座）に工場を設けたときに始まる。田中製造所と称した。

わが国の電信事業は、明治2(1869)年12月東京横浜間ににおいて通信を取り扱ったのが始まりであるが、電信機の渡来は安政元(1854)年、ペルリ提督が2度目の来朝のとき、携えてきたモールス通信機を横浜に据え付け、通信の実況を示した後、これを幕府に寄贈したのを嚆矢とする。明治維新後、政府は当初英國より輸入していたモールス電信機を国産化すべく、工部省より田中製造所に電信機10台の製造を命じた。

明治11(1878)年には工部省で電信機械の自給自足の計画を建て、電信寮製機掛を拡張して、

田中久重翁の工場設備を買い上げ、工場員全員を採用して、電信機製造の直営を開始した。田中翁は一時、工場の業務を中止せざるを得なかつたが、まもなく工場を整備して、電信機製作を除く他の業務を継続した。

田中翁の没後、養子大吉氏が久重を襲名し、明治15(1882)年、芝区金杉新浜町（現在の芝浦）に、煉瓦造りの大工場を建設した。その後、田中製造所は順風満帆の一途をたどり、明治20年ごろには職工数も680人となり、自他ともに認める、わが国屈指の大工場となつたが、主な仕事は海軍御用品の製造で、一般の需要は極めて少なかつた。その後、海軍では横須賀造船廠の設備も整い、兵器の製造を民間に委ねる必要もなくなり、田中製造所への海軍御用は激減した。田中久重は将来の発展を期して、明治26(1893)年11月17日、経営を三井銀行に引継いだ。

三井銀行は田中製造所を継承すると同時に、名称を芝浦製作所と改めた。その時から明治37(1904)年6月30日まで、同製作所は三井銀行、三井工業部、三井鉱山合名会社の管理下にあつた。この間、工場を増設し、商況も活況を呈し、発電機、変圧器、蓄電器、電信機、電話機、電灯類、捕鯨機など幅広い品目を製作した。

注文引受高も利益額も好成績を収め、独立の気運が熟し、明治37(1904)年7月、いよいよ株式会社芝浦製作所の創立を見るに至った。明治42年、米国ゼネラル電気会社と提携し、わが国の電気工業を大きく発展させた。一方、優良な職工の養成にも力を注いだ。

同製作所の製品は大別すると機械と電気とに二分されていたが、電気の受注が激増した明治44年、機械の大部分を東京石川島造船所に移管し、機械部を廃止した。歐州大戦継続の結果、輸入の途絶、輸出の振興が業界の好況をもたらしたのは大正4(1915)年からであった。同製作所の需要も著しく活発になって、工場を増設しなければ到底需要に応じられない状態となつた。大正5年から8年にかけて隣接地に工場を増設した。この頃、扇風機の大量生産がはじまり、釜、七輪等の家庭用電気器具類も他社に率先して製作を開始した。

芝浦製作所職工共済組合

大正4(1915)年は同製作所が従業員待遇を一新した画期的な年であった。同年6月1日に工場規則、職工救護規則を制定実施し、同時に職工共済組合規約を定めて組合を設立し、9月には診療所、10月には教習係を開設した。工場規則は職工服務に関する一切の規定、救護規則は傷病扶助弔祭、勤続手当の規定、共済組合規約は災害の救済等に関する規約であつて、これらの規定は従来内規として発表していなかつたもの、あるいは別々の単行法であったもの、または成文になっていなかつたもの、などバラバラであったものを、内容を大幅に改め、整頓し、日常従業員の遭遇する可能性のある、あらゆる場合に適応して、その取り扱いに遺憾のない事を期して、これを公表したので、福利増進の効果は著しいものであった。

従業員の身分構成

明治時代から大正時代にかけての芝浦製作所の従業員は「職員」と「職工」(「工人」)に二分される。職員の中には(時代によって異なるが)、使用人、日給職員、雇員などの身分があった。職員の学歴は比較的高く、中等学校卒を中心に、専門学校、大

学卒業者も多い。いずれも工科系の教育を受けたものが多くを占める。

工場作業に従事する従業員は、工場創設以来職工と称し、運搬及び雑役に従事するものを定夫と称していたが、大正12年にはすべてこれを工人と改めた。大正4年以後初めて雇用した臨時職工は、その後臨時工人と改称した。職工10~30名につき一人の組長を置き、工場内における職工の直接監督は勿論、家庭の出来事の世話をまでさせた。

明治35年ごろまでの職工風俗は、通勤の服装は股引、腹掛に印半纏のものがあり、和服の腰に低く三尺帯を結んで突掛草履というものが多く、作業服や洋服を着て通うものは稀であった。その頃の職工は概して知識、能力の点でかなり低く、日露戦争当時、職工教育が急務であることが盛んに議論された。明治37年、会社創立当時の職工は800人、大正2年には1400名を突破し、大正6年には3200名、大正12年には関東大震災で減員し1600名となつた。

職工共済組合

大正4年6月1日芝浦製作所の保護監督の下に、初めて職工共済組合を設けた。これは職工の不幸災厄に際して相互救済することを目的とし、職工全員を組合員として、毎月日給額の十分の四に相当する掛金をなさしめ、同製作所はその半額の補助金を支出して、以下の救済を行なつた。

1. 本人死亡弔祭料及び弔慰金
2. 退職餞別金
3. 職務に基かざる傷病手当金
4. 分娩手当金
5. 交通遮断休業手当金
6. 火災見舞金
7. 家族死亡弔祭料

なお、工人が業務上負傷し、疾病に罹り又は死亡した時の取り扱いは、大正4年6月1日に制定した救護規則中の第2章「傷病扶助並びに弔祭に関する規定」7箇条に定められている。当時としては最も完備した規定で、終身自用を弁ぜざる傷害扶助と死亡扶助には、いずれも日給360日分を給与する等、他の会社、工場の取り扱いと比較しても俄然一

頭地を抜いて、職工待遇の上に遺憾な同製作所の意のあるところを現していた。

この組合には委員を設け、組長をこれに充て重要事項を協議させ、組合の事務は同製作所職員が処理し、常務理事がこれを統括することになっていた。このように共済組合は順調に発達して所期の事業を遂行しつつあったところ、大正12(1923)年の震災により組合員数の激減を来たし、組織の変更を必要とするに至ったので、大正12年9月30日に解散することを決定し、5万余円の剩余金は同日現在の組合員3275名の掛金額に按分して分配した。

工人共済会

職工共済組合は前述の事情によって解散したが、救済事業を止める趣旨ではなかったので、直ちにこれに代わるべき組織の準備に取りかかった。時あたかも健康保険法が近い将来実施される予想についていたので、新組織は健康保険法の実施に伴って、同製作所に設立される健康保険組合に引継ぐに都合がよいように考案され、大正13(1924)年9月25日に工人共済会の設立を見た。

この規約中の主な点は、①工人全部が会員となり、毎月標準日給額の十分の四を拠金し、芝浦製作所は毎月会員拠金総額の二分の一を補給し、救済金を下記の三種とすること、②役員は同製作所の社長が選任する会長、副会長、会長の選任する書記の外に、会の重要事項を決議する評議員を置き、その半数は職員及び工人の中から会長が選任し、他の半数は工人の互選に依ること、なお③附則にこの会に代わるべき健康保険組合が設立されたとき、本会は解散し、剩余金は健康保険組合に繰り入れることを定めた、等である。

1. 傷病手当金
2. 出産手当金
3. 会員死亡埋葬料

上記のように共済組合時代の救済事項のうち、本会設立後救済を止めた事項は、同製作所に工人慰籍金規程を設けて、これによつて補つたのである。本会は大正15年12月18日、芝浦製作所健康保険組合が設立されたので、予定通り解散した。

芝浦健康保険組合

大正15(1926)年7月1日、健康保険法実施に伴い、同製作所では芝浦健康保険組合の設立を申請し、認可を得たので、大正15年12月18日、同組合規約を制定実施した。芝浦健康保険組合は健康保険法の定めるところに従い、工人及び年収1200円未満の日給職員を被保険者とし、下記の三種の保険給付を行なった。

1. 疾病または負傷に関する給付
 - イ. 療養の給付
 - ロ. 傷病手当金
2. 分娩に関する給付
3. 死亡に関する給付

その費用に充てる保険料は、事業主である同製作所と非保険者とが半額づつ負担し、外に給付費用の十分の一に相当する金額は、国庫の負担となっている。保険料の半額である被保険者の毎月の掛金は、組合設立当時は標準報酬日額1円につき1日2銭の割合であったが、昭和5年4月1日から1銭8厘に減額し、昭和13年4月1日にさらに2銭に変更した。

その他の福利厚生施設・制度

職工共済組合、工人共済会が設立・運営されていた大正時代に実施されていた、その他の福利厚生施設・制度は以下のようなものであった。

食堂

食堂と名のつく部屋は小さいながら明治26(1893)年からあった。明治39年、事務所新築のときやや広い食堂が出来たが、いずれも職員用のもので、その後大正12年まで幾度か場所を変え、または拡張してきたが、震災後は会社全体が仮の建物で間に合わせていた際であるから、数年間食堂なしで押し通し、各自で食事を済ませた。

鶴見工場では場所が辺鄙であるから、大正14年、一部作業開始の時から、職員工人公用の食堂を設け、その後追々必要な場所に増設した。

職工慰安会

同製作所では職工慰安施設の一つとして、明治36(1903)年から毎年4月に職工花見の会を催していた。これは同製作所主催ではなく、費用を補助

する形式で、職工一人につき最初は50銭、後には1円を支給したのである。この花見の会は大正5年まで続いたが、同年下期には利益金中から、初めて職工慰安基金2万円を積み立て、その後毎期金3万円宛、大正8年までに総計金17万円を積み立て、大正6年中2回に涉り東京市内の大劇場において、職工全員慰安のための観劇会を催した。この催しは当日の不参加者に対し、公平の取り扱いが出来かねるので、2回だけで中止し、積立金残額は職工共済組合の基金に繰り入れた。

芝浦製作所職工共済組合及びその周辺の労務管理諸施策から、筆者が感じた点を列記してみると、

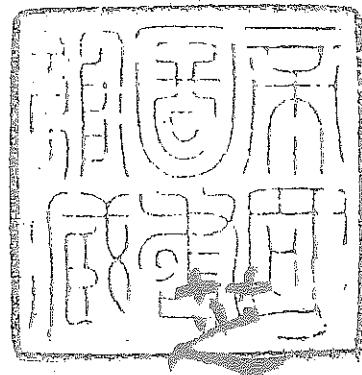
- ①当時の従業員身分には、職員と職工に厳然とした区別があった。雇用形態、給与その他の待遇、福利厚生などすべての面で、格差があった（芝浦製作所が特例ではなく、当時の企業に共通の問題）。
- ②共済会はすでに従業員の拠出、労使協同運営によって行なわれていた（実態はわからないが）。
- ③明治時代の創設時の他の共済組合（共済会）と比べると、給付内容が拡大している。例えば、「職務以外の傷病手当金」（職務上から職務外へ）、「火災見舞金」、「家族死亡弔祭料」（本人から家族へ）などである。

なお、芝浦製作所はその後、昭和14(1939)年7月に東京電気と合併して東京芝浦電気株式会社となり、昭和59(1984)年4月には株式会社東芝に社名を変更して現在に至っている。現在、株式会社東芝には「東芝共済会」があるが、当時の芝浦製作所職工共済組合との連續性はない。

＜引用・参考文献＞

『芝浦製作所六十五年史』

(東京芝浦電気株式会社・昭和15年4月30日発行)



芝浦製作所六十五年史

